

■伊勢市特定環境保全公共下水道の廃止予定について

内宮周辺の地区は、宮川流域下水道整備に先行して特定環境保全公共下水道を整備し、平成11年3月に供用を開始しました。

現在、当該地区までの流域下水道幹線の整備に合わせ、令和8年度末に汚水処理を五十鈴川中村浄化センターから宮川浄化センターに切り替える準備を進めており、切り替え後は施設を廃止し、事業の効率化を進めていきます。

都市計画の廃止は施設の解体後とし、令和10年度に都市計画の手続きを行う予定です。

3 下水道

a 流域下水道

流域下水道は、その流域内に隣接する二つ以上の市町村の汚水を集めて広域的に処理する下水道で、流域関連公共下水道で集めた汚水を受ける幹線管渠、及び浄化センターからなっています。そして、これらの設置、管理は主として都道府県で行います。

流域下水道区域内では、個々の家庭などからの汚水は流域関連公共下水道の管渠を経て、流域下水道の管渠に流れこみ浄化センターで処理されます。

三重県が広域に定めている流域下水道は、次のとおりです。

名称	排水区域 (接続する下水道)	下水管渠		その他の施設		計画決定 年月日(変更)
		幹線数	内訳	内訳	備考	
宮川流域下水道(宮川処理区)	流域関連伊勢市公共下水道 伊勢市特定環境保全公共下水道 明和町公共下水道 玉城町公共下水道	2幹線	宮川幹線 放流管渠	宮川浄化センター	192,700㎡	H21.11.17 R11.3 (廃止予定)

(三重県告示第713号)

b 公共下水道

公共下水道は、主として市街地の下水を排除し、又は処理することを目的とした下水道で、主として市町村が設置、管理を行います。このうち、自ら浄化センターを有しているものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

公共下水道の中には、農山漁村の集落や、自然景勝地などの観光地における生活環境の改善や、貴重な観光資源である川や海などの水質保全を目的とした特定環境保全公共下水道もあります。

伊勢市で定められている公共下水道は、次のとおりです。

名称	排水区域	下水管渠	その他の施設		計画決定 年月日(変更)
			内訳	備考	
流域関連伊勢市公共下水道	汚水 3,088ha 2,989ha 雨水 3,088ha	—	桜橋ポンプ場	320㎡	H28.9.1 (伊勢市告示第106号) R8.4(予定)
			吹上ポンプ場	2,000㎡	
			有連ポンプ場	2,100㎡	
			船倉ポンプ場	4,800㎡	
			馬瀬ポンプ場	3,000㎡	
			黒瀬放流渠		
			黒瀬ポンプ場	4,100㎡	
			吐口		
			明神ポンプ場	3,380㎡	
			茶屋ポンプ場	830㎡	
—	溝口第1ポンプ場 (No.1ポンプ場)	750㎡			
	溝口第2ポンプ場 (No.2ポンプ場)	1,500㎡			
	小林ポンプ場	2,700㎡			
伊勢市特定環境保全公共下水道	汚水 167ha 雨水 167ha	吐口	五十鈴川中村 浄化センター	13,000㎡	H21.10.1 (伊勢市告示第65号) R11.3 (廃止予定)

2025 伊勢市の都市計画(抜粋)

■排水区域

